

改正

平成18年2月16日告示第44号
平成19年3月30日告示第63号
平成22年3月26日告示第50号
平成25年2月13日告示第19号
平成27年3月23日告示第76号
平成28年3月29日告示第45号
平成29年3月3日告示第21号
平成30年3月27日告示第67号
平成31年3月29日告示第69号
令和2年3月31日告示第104号
令和3年3月26日告示第90号
令和4年3月31日告示第115号

土浦市企業立地促進奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、本市の産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内に新たに立地する企業又は既存施設を増設する企業に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その奨励金の交付については、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特例工業団地等地域 東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北、土浦おおつ野ヒルズ及び神立工業団地をいう。
- (2) 立地法人 市内において事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の新設又は増設（以下「新增設」という。）をする法人であって、当該新增設が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第2項に規定する更生計画に基づく移転によらないものをいう。
- (3) 特例立地法人 立地法人のうち特例工業団地等地域において事業所等の新增設をする法人をいう。
- (4) 所有資産 立地法人が所有する固定資産（立地法人の発行済株式又は出資の全部を直接若しくは間接に保有する法人が取得し、及び所有する固定資産を含む。）で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 家屋 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に掲げる家屋をいい、住宅の用に供される部分を除く（市内において既に事務所等を有する立地法人が従前の事務所等を増設する場合にあっては、従前の事務所等に係る家屋の延床面積を超える部分に限る。）。
 - イ 土地 地方税法第341条第2号に掲げる土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする家屋の建設又は家屋の建設に必要な附帯工事の着手があった場合における当該土地をいう。
 - ウ 償却資産 地方税法第341条第4号に掲げる償却資産をいう。
- (5) 従業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（日雇労働者及び短期雇用労働者を除く。）をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる特例立地法人は、第1号に掲げる要件に該当し、第2号から第7号までに掲げる要件に該当しないものとする。

- (1) 第5条の規定による交付申請（奨励金の交付を受けようとする初年度の交付申請に限る。）を行う日（以下この号において「交付申請日」という。）の属する年の前年（交付申請日が1月から3月までの間である場合にあつては、当該交付申請日の属する年の前々年）の1月1日（次項第1号において「課税基準日」という。）までに所有資産を取得した特例立地法人であつて、

- 市内に住所を有する者を事務所等の従業者として新たに5人以上雇用したものであること。
- (2) 市税の滞納があること。
 - (3) 工業専用地域（土浦おおつ野ヒルズにあっては、準工業地域。次号において同じ。）に建築できる事務所等以外の事務所等の新增設をしたものであること。
 - (4) 工業専用地域に建築できる事務所等のうち次に掲げる事務所等の新增設をしたものであること。
 - ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 - イ 保育所その他これに類するもの（建築物に附属して設けられるものを除く。）
 - ウ 公衆浴場
 - エ 診療所（建築物に附属して設けられるものを除く。）
 - オ 自動車教習所
 - カ カラオケボックスその他これに類するもの
 - キ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の2第1項に規定する事務所の新増設をしたものであること。
 - (6) 奨励金の交付を受けようとする初年度の4月1日時点での事務所等における市内に住所を有する従業者の人数（事務所等の新增設をした日前6か月以内に雇用した市内に住所を有する従業者がいる場合にあつては、当該従業者の人数を加えた人数。次項第6号において「新市内従業者数」という。）から、事務所等の新增設をした日の前日時点での事務所等における市内に住所を有する従業者の人数（同号において「既市内従業者数」という。）を減じた人数が5人未満であること。
 - (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるものであること。
- 2 奨励金の交付の対象となる立地法人（特例立地法人を除く。第1号において同じ。）は、第1号に掲げる要件に該当し、第2号から第7号までに掲げる要件に該当しないものとする。
- (1) 課税基準日までに所有資産を取得した立地法人であつて、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 次のいずれかの業種の事務所等の新增設をしたものであること。
 - (ア) 製造業
 - (イ) 情報通信業
 - (ウ) 運輸業
 - (エ) 卸売業
 - (オ) 学術・開発研究機関
 - (カ) 農業（植物工場に限る。）
 - (キ) 小売業（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に限る。）
 - イ アの新増設に関し、所有資産に総額1億円以上を投下したものであること。
 - ウ アの新増設により、市内に住所を有する者を事務所等の従業者として新たに5人以上雇用したものであること。
 - (2) 市税の滞納があること。
 - (3) 市内で事務所等の移転をしたものであること。
 - (4) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっていること。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項に規定する事務所の新増設をしたものであること。
 - (6) 奨励金の交付を受けようとする初年度の4月1日時点での事務所等における新市内従業者数から事務所等の新增設をした日の前日時点での事務所等における既市内従業者数を減じた人数が5人未満であること。

(7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、市長が適当でないとするものであることを。

(奨励金の交付額及び期間)

第4条 奨励金の額は、立地法人が取得した所有資産に対して課せられた各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。

2 奨励金の交付期間は、連続する3か年度を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 立地法人は、奨励金の交付を受けようとするときは、土浦市企業立地促進奨励金交付申請書(様式第1号。第9条において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて毎年度市長に申請するものとする。

- (1) 所有資産の位置図及び配置図
- (2) 所有資産の取得に要した金額が分かる書類
- (3) 所有資産が家屋の場合にあっては、建築確認済証の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 定款又は規約
- (6) 会社概要等事業の概略を示す書類
- (7) 市税の納税証明書
- (8) 新規雇用者名簿
- (9) 新規雇用者が雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であることを証する書類
- (10) 新規雇用者の住民票の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(奨励金の交付決定の通知)

第6条 奨励金の交付決定の通知は、土浦市企業立地促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の通知を受けた立地法人(次条及び第9条において「奨励金交付事業者」という。)は、速やかに土浦市企業立地促進奨励金交付請求書(様式第3号)により市長に奨励金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消しの通知)

第8条 市長は、土浦市補助金等交付規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、奨励金交付事業者に対して、土浦市企業立地促進奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更の届出等)

第9条 奨励金交付事業者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、その事実が生じた日から起算して14日以内に土浦市企業立地促進奨励金交付申請変更届出書(様式第5号)により、市長に届け出るものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(新治村の編入に伴う経過措置)

2 新治村の編入の際現に、新治村企業誘致条例(平成13年新治村条例第18号。以下「誘致条例」という。)の規定により、奨励措置の期間中である事業者に係る奨励金については、この要項の第4条の規定を適用して交付するものとする。この場合において、奨励金の交付期間は、市長が必要とする期間とする。

3 新治村の編入の日前に、誘致条例第5条の規定により、奨励措置を受けるために新治村長に対しなされた申請は、第5条の規定によりなされた申請とみなす。

4 前2項の経過措置は、新治村の編入に伴う土浦市税条例の適用の経過措置に関する条例(平成17年土浦市条例第68号)第4条第2項の摘要を受けない固定資産について適用する。

付 則(平成18年2月16日告示第44号)

この告示は、平成18年2月20日から施行する。

付 則（平成19年3月30日告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この告示による改正後の第4条第1項の規定に基づく奨励金の交付の額については、平成18年2月20日以後に特例資産を取得した特例法人について適用し、同日前に特例資産を取得した特例法人については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月26日告示第50号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成25年2月13日告示第19号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成27年3月23日告示第76号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月29日告示第45号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成29年3月3日告示第21号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成30年3月27日告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日告示第69号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定（「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める部分に限る。）は、公表の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日告示第104号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月26日告示第90号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日告示第115号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。